平成２２年（フ）第３４２９号
横浜市神奈川区松本町３丁目21番地４
破産者　有限会社小島建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
相模原市中央区淵野辺４丁目39番７号
破産者　株式会社サーベイヤーズバンク
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２号
岐阜県多治見市北丘町７丁目６番地の68
破産者　村井　良和
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８１０号
静岡市駿河区中村町358番地
破産者　朋和鋼業有限会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７９号
名古屋市中区栄４丁目１番１号
破産者　株式会社とにお
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６４号
大阪市此花区春日出南２丁目５番33号
破産者　兆興産株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２０号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号　入商八木ビル２階、前の本店所在地三重県伊賀市柘植町字栂原853番
破産者　よのペットボトルリサイクル株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４号
岡山市南区藤田500番地46
破産者　赤木　　**滋**
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６１９号
広島県東広島市福富町久芳3694番地の３
破産者　潮建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
秋田市飯島字坂道端12番11号
破産者　有限会社シーバード
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０１号
埼玉県熊谷市拾六間993番地２
破産者　有限会社大島水道土木
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２５１２号
川崎市川崎区小田４丁目９番15号
破産者　株式会社ＴＯＫＵ
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３８号
横浜市港南区港南１丁目21番18号
破産者　さくら株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７８号
横浜市神奈川区羽沢町518番地
破産者　横浜ワイケイ有限会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０６号
岐阜県羽島郡岐南町上印食９丁目60番地１
破産者　夢大実業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
佐賀県佐賀市若楠１丁目３番11号
破産者　有限会社幸山
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
長崎県大村市今村町649番地３
破産者　有限会社毎床木材店
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３５号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井3039番地１
破産者　石丸　敏夫
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1630番地１
破産者　小宮　和一
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子1791番地
破産者　藤松　茂一
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1063番地３
破産者　池田　哲三
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目12番11―1002号
破産者　妹尾　繁夫
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係